

第21期 第1回 佐賀県内水面漁場管理委員会

日 時 令和2年12月17日(木) 10:00から

場 所 佐賀市城内1丁目1番59号

佐賀県庁新館10階農林水産部内会議室(中央南)

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 会長及び副会長の互選について(協議)

P 1~2

(2) 福岡佐賀両県内水面合同漁場管理委員会委員の選任について(協議)

P 3~5

(3) 佐賀県における令和2年度うなぎ稚魚漁業許可方針について(諮問)

p 6~8

(4) 佐賀県における令和2年度やなによる採捕許可方針について(諮問)

P 9~10

(5) 令和2年度全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会に係る提案項目に対する意見等について(協議)

p 11~27

(6) その他

4 閉 会

佐賀県内水面漁場管理委員会規程

(会長及び会長職務代理者)

第一条 佐賀県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）に会長及び会長職務代理者を置く。

- 2 会長及び会長職務代理者は、委員が互選する。ただし、委員が会長及び会長職務代理者を互選することができないときは、知事が選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、会長職務代理者がその職務を代理する。
- 5 会長及び会長職務代理者の任期は、委員の任期とする。

(委員会の招集)

第二条 委員会の会議は、会長が招集しその議長となる。ただし、会長及び会長職務代理者がともに互選されていないとき、若しくは欠けたとき、又は会長及び会長職務代理者ともに事故があるときは、知事が招集する。

- 2 委員の三分の一以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長は、その請求のあった日から七日以内に委員会を招集しなければならない。
- 3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長は、会議に付する事項並びに開催の日時及び場所を予め委員に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合にはこの限りではない。

(会議の運営)

第三条 委員会は定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 委員会の会議は、公開する。
- 4 委員会の会議は、予め通知した事項に限って議決する。ただし、委員会において、緊急の必要があると認めた事項については、この限りではない。
- 5 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあずかることができない。ただし、委員会の承認があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(議事録)

第四条 会長は、会議の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- 一 委員会の開催日時及び場所
 - 二 出席した委員の氏名
 - 三 議事事項
 - 四 その他重要な事項
- 2 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員二人以上がこれに署名するものとする。
 - 3 議事録は、一般の縦覧に供する。

(規程改正)

第五条 この規程を改正しようとするときは、委員会の議決によって行う。

(その他)

第六条 前各条に定めるもののほか、議事の運営その他に関し必要な事項は、会長がその都度委員会に諮って定める。

附 則

この規程は平成十五年二月十七日から施行する。

第21期佐賀県内水面漁場管理委員会の会長及び会長職務代理者の互選に関する参考資料

1. 会長及び会長職務代理者の役割

(1) 会長

- ・会務を総理し、委員会を代表する。(佐賀県内水面漁場管理委員会規程第1条第3項)
 - ・委員会の会議を招集しその議長となる。(同規程第2条第1項)
 - ・議事において可否同数のときは、会長の決すところによる。(同規程第3条第2項)
 - ・会議の議事録を作成し、会長及び会長の氏名する出席委員2名以上がこれに署名する。(同規程第1条第3項)
 - ・議事の運営その他に関し必要な事項は、会長がその都度委員会に諮って定める。(同規程第6条)
- #### (2) 会長職務代理者
- ・会長に事故あるときは、会長職務代理者がその職務を代理する。(同規程第1条第4項)

2. 会長及び会長職務代理者の選任

- ・会長及び会長職務代理者は、委員が互選する。(同規程第1条第2項)

3. 過去の委員期における選任結果

期別	会長		会長職務代理者	
	選出区分	委員経歴	選出区分	委員経歴
第20期	学識経験	会職代理1期→会長1期→会長	学識経験	委員1期→会職代理
第19期	学識経験	会職代理1期→会長	遊漁代表	委員2期→会職代理
第18期	学識経験	委員1期→会長3期→会長	学識経験	会職代理(初)
第17期	学識経験	委員1期→会長2期→会長	学識経験	会職代理(初)
第16期	学識経験	委員1期→会長1期→会長	学識経験	委員5期→会職代理1期→会職代理
第15期	学識経験	委員1期→会長	学識経験	委員5期→会職代理
第14期	学識経験	委員4期→会長	学識経験	委員2期→会職代理
第13期	学識経験	委員6期→会職代理3期→会長1期→会長	遊漁代表	委員6期→会職代理1期→会職代理
第12期	学識経験	委員6期→会職代理3期→会長	学識経験	委員6期→会職代理
第11期	漁業代表	委員5期→会長2期→会長	学識経験	委員6期→会職代理2期→会職代理
第10期	学識経験	委員5期→会長1期→会長	学識経験	委員6期→会職代理1期→会職代理
第9期	学識経験	委員5期→会長	学識経験	委員6期→会職代理

福岡・佐賀両県内水面合同漁場管理委員会事務規程

(所掌事務)

第1条 福岡・佐賀両県内水面合同漁場管理委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法その他法令の定めるところにより、福岡、佐賀両県の内水面における水産動物の採捕及び増殖に関する事項を処理する。

(事務局)

第2条 委員会の事務局は、会長の所属する漁場管理委員会の事務局におき、その書記が事務を行う。

(委員会)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

福岡県内水面漁場管理委員会会長1名、委員4名

佐賀県内水面漁場管理委員会会長1名、委員4名

2 調査審議するため、必要に応じて小委員会をおくことができる。

(会長及び副会長の職務)

第4条 委員会に会長及び副会長をおく。会長及び副会長は、各県の管理委員会の会長がつとめる。

2 会長及び副会長の任期は、2年とし、両県の委員が交互に会長及び副会長をつとめる。

3 会長は、会議を総理し、委員会を代表する。

4 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会の会議を招集しようとするときは、会長は少なくとも5日前に議事事項並びに開催の日時及び場所を各委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

第6条 委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長がこれを決する。

第7条 委員会の会議は、予め通知した事項に限って決議する。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項についてはこの限りでない。

(議事録)

第8条 会長は、会議の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- 一 委員会の開催日時及び場所
- 二 出席委員の氏名
- 三 議事事項
- 四 議事の結果
- 五 その他重要な事項

第9条 議事録は、会長及び会長が指名する出席委員2名以上がこれに署名するものとする。

(規程改正)

第10条 この規程を改正しようとするときは、委員会の議決によって行う。

(雑則)

第11条 前各条に定めるものの他、議事の運営に関し必要な事項は、会長がその都度委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和58年11月7日から施行する。
- 2 この規程施行時の会長及び副会長の任期は、昭和60年2月28日までとする。

附 則

この規程は、平成3年11月5日から施行する。

福岡・佐賀両県内水面合同漁場管理委員会の委員に関する参考資料

1. 委員の選任

- ・福岡・佐賀両県内水面合同漁場管理委員会事務規程第3条の規定により、委員は、福岡・佐賀両県の内水面漁場管理委員会の会長2名と両県の委員4名ずつの10名で構成することとなっている。

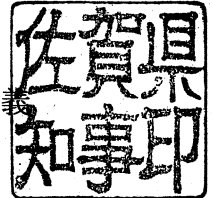
2. 過去の委員期における選任結果

期別	学識経験				漁業者代表			遊漁者代表	
	行政	生物	環境	鳥類	玄海水系	有明海水系	ウナギ関連	釣り全般	その他
第20期	○ (会長)	○ (会職代理)	○			○		○	
第19期	○ (会長)	○	○			○			○ (会職代理)
第18期	○ (会職代理)	○ (会長)		○		○		○	
第17期	○ (会職代理)	○ (会長)		○		○		○	
第16期		○ (会長)				○	○	○	○ (会職代理)
第15期		○ (会長)				○	○	○	○ (会職代理)

水産第2815号
令和2年12月11日

佐賀県内水面漁場管理委員会長 様

佐賀県知事 山口 祥義



佐賀県うなぎ稚魚漁業許可方針（案）について（諮問）

佐賀県漁業調整規則改正（令和2年12月1日施行）に伴い、うなぎ稚魚（シラスウナギ）の採捕については、従来の特別採捕の許可から知事許可へ移行することとなりました。

については、同規則第4条第1項第2号に規定するうなぎ稚魚漁業に関し同規則第11条第1項及び第13条第1項の規定に基づき別添許可方針（案）のとおりに定めることについて、同規則第11条第3項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課）

佐賀県うなぎ稚魚漁業許可方針（案）

第1 制限措置

(1) 漁業種類

うなぎ稚魚漁業

（内水面において、うなぎ稚魚（体長13cm以下のうなぎをいう。）の採捕を目的とするもの）

(2) 漁業者の数

2名以内

(3) 操業区域

①筑後川本流久留米市小森野堰から下流坂口堰までの区域

②筑後川を除く県内一円の河川

(4) 漁業時期

令和3年2月1日から4月30日まで

(5) 漁業を営む者の資格

①農林水産大臣のうなぎ養殖業許可証を有する佐賀県の養鰻業者

②令和2年4月30日現在で佐賀県シラスウナギの特別採捕の許可を受けていた者

③佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者

④適切な資源管理を実践できる者

⑤漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

許可した日から令和3年4月30日まで

第3 申請すべき期間

公示した日から令和3年1月22日まで

第4 条件

(1) 採捕に従事する者は、採捕証票を携帯し、県が交付する許可腕章を着用しなければならない。（腕章の色：黄色地に黒文字）

(2) たも網（すくい網）以外で採捕してはならない。

(3) 船を使用して採捕してはならない。

(4) 採捕に使用する灯火は、500ワット以内でなければならない。

(5) 松浦川では、2月1日から2月末日までの間は採捕してはならない。

(6) 漁業権漁場で採捕するときは、当該漁業権者の同意を得なければならない。

(7) 採捕したうなぎ稚魚を他者に譲渡し、または、販売してはならない。

(8) 知事が、県内のうなぎ養殖業者の池入れ数量が、県下の養殖場の池入れ割当

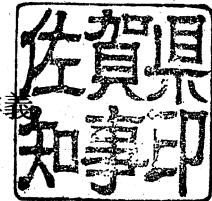
量である 18.7k g に達するおそれがあるとして、シラスウナギの採捕の停止を命じた場合には、当該命令に従わなければならない。

- (9) 国内全ての養殖場のニホンウナギの池入数量が、その上限に達した場合に水産庁から発出されるシラスウナギの採捕停止指示には従わなければならない。
- (10) 許可を受けた者は、次の旬の末日までに、当該旬における採捕数量及び池入れ数量を県に報告しなければならない。なお、採捕数量は、筑後川とそれ以外の河川に分けて報告しなければならない。また、県から指示があった場合は、養殖実績及び種苗供給実績等に係る資料を提出しなければならない。

水産第2812号
令和2年12月11日

佐賀県内水面漁場管理委員会長 様

佐賀県知事 山口 祥義



令和2年度やなによる採捕許可方針（案）について（諮問）

やなによる採捕につきましては、令和2年4月20日で許可の有効期間が満了しています。

ついては、やなによる採捕許可方針について別添許可方針（案）のとおり許可期間を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第33条第5項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課）

令和2年度やなによる採捕許可方針（案）

1 採捕の種類

やなによる水産動植物の採捕

2 許可の対象

① 令和2年4月1日現在に、やなによる採捕の許可を受けていた者とし、それ以外の者への許可は、原則として認めない。

ただし、次の場合はこの限りでない。

ア 内水面漁場管理委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められる場合

イ 相続による承継の場合（ただし、2親等以内とする。）

② 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者

③ 適切な資源管理を実践できる者

3 採捕の区域

採捕の区域は、令和2年4月1日時点のやなによる採捕の区域とし、拡張は原則として認めない。

4 採捕の期間

唐津市 潟川 令和3年2月10日から同年4月15日まで

唐津市 半田川 令和3年2月10日から同年4月20日まで

5 許可の有効期間

唐津市 潟川 令和3年2月10日から同年4月15日まで

唐津市 半田川 令和3年2月10日から同年4月20日まで

6 制限又は条件

(1) 採捕は、漁業を営む場合に限ることとし、遊漁は認めない。

(2) 採捕を行うときは、許可証を携帯するとともに腕章を着用しなければならない。

(3) 設置する漁具は2統以内とする。

(4) 漁具の設置にあたっては、川の流幅の5分の1以上を水産動物の通路として開けなければならない。

(5) シロウオ以外の魚種を採捕してはならない。

(6) 漁期終了後は、直ちに漁具を撤去し、原形に復さなければならない。

(7) 漁業調整上支障があるときには、採捕の停止を命じ、又は、許可の取り消しをすることがある。

7 採捕実績の報告

採捕実績は、採捕期間終了後、速やかに報告しなければならない。

報告がない場合又は実績がない場合は、当該許可を取り消すことがある。

8 この許可方針は、令和2年 月 日から施行する。

宮内漁管委第22号
令和2年11月30日

関係各県内水面漁場管理委員会会長 様

宮崎県内水面漁場管理委員会
会長 田代一洋

令和2年度全国内水面漁場管理委員会西日本ブロック協議会の開催について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、事前にお知らせいたしました。本協議会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点と皆様の健康に配慮し、書面による表決といたしました。

つきましては、添付の会議次第及び資料をご確認の上ご審議いただき、令和2年12月23日(水)までに、別紙の「書面表決書」をご提出いただきますようお願いいたします。

また、各議案の議決結果等につきましては、改めて、ご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、第2号議案及び第3号議案につきましては、関係県から事前に了解をいただいておりますことを申し添えます。

連絡先

宮崎県内水面漁場管理委員会事務局

主任書記 兒玉

Tel : 0985-26-7146 FAX : 0985-26-7309

kodama-norihiko1@pref.miyazaki.lg.jp

(別紙)

令和 年 月 日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 殿

委員会名
会 長

印

書面表決書

令和2年度全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会における議案について、次のとおり表決します。

議 案	審議結果
第1号議案 令和3年度中央省庁提案項目案について	承認 ・ 不承認
第2号議案 次期役員県の役職について	承認 ・ 不承認
第3号議案 次期開催県について	承認 ・ 不承認

※ 各議案の審議結果について、「承認」・「不承認」のどちらかに
○印を記入してください。

○ 議案に関するご意見等がありましたら、ご記入願います。

資料 1 - 1

全国内水面漁場管理委員会連合会

令和 2 年度第 1 回漁場管理対策検討会結果

全国内水面漁場管理委員会
西日本ブロック協議会

令和3年度提案項目素案

(別紙1)

I 外来魚対策について

R2年度提案趣旨		R3年度提案趣旨の方向性
<p>「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が平成17年6月に施行され、特定外来生物の生きたままでの持ち出しや移植放流が制限されてきました。平成25年6月には同法が改正され、これまで飼養等の許可を受けた者のみには適用できなかった主務大臣による措置命令等を密放流者に対しても適用できるようにするとともに、措置命令の内容についても、放流した特定外来生物の回収まで命ずることができるようになりました。さらに、オオチナゴやコウライギギ等の1科、10種、1交雑種の魚類については平成28年10月1日から、ガ科全種及びガ科に属する種間交雑種については平成30年4月1日から規制の対象となりました。</p> <p>また、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。</p> <p>しかしながら法の整備が進む中、令和元年度においても未だ、共同漁業権942件中433件で外来生物による被害が発生しております。このような中で、これまで地方自治体や漁業協同組合が刺網や定置網等で自主的に駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しておらず、十分な成果が得られていないのが現状です。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>		<p>アンケート結果に基づき、共同漁業件数、被害件数を修正</p>
R2年度提案	回答、状況等	R3年度提案の方向性
1	<p>オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュをはじめとした外来魚の生息状況、生態及び漁業被害を把握するよう努めるとともに、水域の特性に応じた効率的な防除対策の研究開発と普及を図ること。</p> <p>(環境省) オオクチバス等広域で被害が生じている種について、環境省においては、ラムサール条約湿地等生物多様性保全上重要な内水面において、漁業関係者とも連携しながら防除モデル事業を実施してきました。こうした取組を通じて得られた知見をもとに、多様な主体により効果的な防除が実施されるよう、オオクチバス等の防除の手引きを平成21年に作成し、平成26年に改訂したところであり、引き続き普及に努めてまいります。</p> <p>外来種による被害状況について、環境省においては主に生態系に係る被害の把握に努めているところであり、漁業に係る被害については所管官庁である水産庁において把握されているものと理解しております。</p> <p>なお、特定外来生物に指定されている種を漁業権魚種として設定している漁業関係者に対しては、引き続き、水産庁と連携し、外来魚に類らない漁業の実現に向けて、意見交換等を行ってまいります。</p> <p>(国土交通省) 今後とも、地元市町村や都道府県の関係部局等と連携し、特定外来生物等の防除対策に努めたい。</p> <p>(水産庁) 水産庁では、平成29年度までの委託事業において、主に河川に生息するコクチバスやチャネルキャットフィッシュ等の駆除技術の開発等を行い、その成果を「だれでもできる外来魚駆除2」として、関係者へ配布・周知したところです。</p> <p>また、平成30年度から新規委託事業として、「効果的な外来魚抑制管理技術開発事業」を開始し、引き続き駆除技術の開発を行っているところ。今年度は3年間で開発した駆除技術開発等についてとりまとめ、一般向けの「外来魚駆除ハンドブック」を作成・普及することとしています。</p> <p>なお、外来魚の生息状況の把握のためには、各漁場における被害情報が重要であることから、貴連合会からも情報提供をお願いします。</p>	2年度と同文

1

R2年度提案	回答、状況等	R3年度提案の方向性
2	<p>密放流行為を防止するなどの法の実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心に広く法律の周知徹底を図るとともに、関係者と連携した取締りの強化や取締りに必要な予算の確保など、外来生物法違反の防止について具体的な措置を講ずること。</p> <p>(環境省) これまで外来生物法の違反行為に係る情報が得られた場合等には、環境省においては、必要に応じて警察と連携するなど適切に対応してきており、今後同様の対応を行ってまいります。</p> <p>密放流防止のためには、外来生物問題に関する一般の理解の向上に加え、取締りに対する警察の協力的体制確保、一般市民による監視の強化等が効果的だと考えており、引き続き普及啓発に努めてまいります。</p> <p>漁業関係者において密放流に関する情報入手された場合は、地方環境事務所や水産庁、警察への積極的な情報提供をお願いします。</p> <p>(水産庁) 特定外来生物による生態系等に係る被害防止施策の一層の強化を図るため、平成26年6月、外来生物法を改正し、オオクチバスやブルーギル等の特定外来生物を許可なく放出した者に対して当該生物の回収を命ずることができる等の措置を講じ、都道府県及び関係団体に周知しているところです。</p> <p>河川や湖沼におけるオオクチバス等の特定外来生物の密放流は、漁協関係者のほか、釣り人を始めとする一般国民からの情報提供により明らかとなる場合が多いことから、水産庁では、一般の釣り人も多数集まるフィッシングショー等においてリーフレットを配布する等、特定外来生物の密放流防止を呼びかけているところである。引き続き環境省と連携してこれらの方々や関係団体の協力が得られるよう外来生物法の普及・啓発を推進してまいります。</p>	2年度と同文
3	<p>外来魚による食害を防止し、健全な内水面漁場を維持するためには、外来魚の駆除や、採捕した外来魚のリソースを抑制し回収を進めるための対策等が必要であり、漁業協同組合等が適切な対策が実施できるよう、予算の拡充を図ること。</p> <p>(環境省) 漁業被害を防ぐため又は健全な漁場を維持するための予算については、業の所管官庁である水産庁において措置されているものと理解しております。環境省においては、外来種による生態系に係る被害を抑えるための対策について、引き続き、予算確保に努めてまいります。</p> <p>(3・4共通 水産庁) 水産庁では、内水面漁業関係者が行う外来魚駆除・回収活動に対して、内水面漁場・資源管理総合対策事業のうち、内水面水産資源被害対策事業により支援を行っているところです。</p> <p>今後とも、必要な予算確保に努めるとともに、内水面漁業関係団体との連携を密にして、外来魚対策にしっかりと取り組んでまいります。</p>	2年度と同文
4	<p>新たな水域で特定外来生物が発見された際に、効果の高い早期の対応を行うため、柔軟に使用可能な予算の確保や調査及び駆除への支援等、国が速やかに対応する枠組みを構築すること。</p> <p>(環境省) 環境省においては、外来魚をはじめとする外来生物について、生物多様性の保全再生を目的として地方公共団体や地域の協議会等が実施する防除事業や早期防除計画の策定等に対して、生物多様性保全推進交付金により支援を行っております。外来種による生態系に係る被害を抑えるための対策について、引き続き、予算確保に努めてまいります。</p>	2年度と同文

2

II 魚病対策について

R2年度提案趣旨		R3年度提案趣旨の方向性	
<p>「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、内水面水産資源に係る伝染性疫病の予防等について、国等の講ずべき事項が明記されました。</p> <p>このような中、平成28年1月の水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の改正により、水産動物及び輸入防疫対象疫病や特定疫病等の見直しが行われ、更に、平成28年7月には水産防疫対策要綱が策定され、水産防疫に係る基本的な方向が示されたところであり、新たな疫病の水際防疫や国内防疫体制の強化が期待されているところであります。</p> <p>しかしながら現状をみると、重要種であるアユについては、冷水病による被害が根絶されていない状況にあり、また、平成19年には国内で初めてエドワジエラ・イクタルリ症が確認されるなど、予断を許さない状況が続いております。</p> <p>同様にコイについても多くの共同漁業権漁場において漁業権魚種とされておりますが、平成15年11月にコイヘルペスウイルス(KHV)病の発生が確認されて以来、稚魚の放流による増殖が困難な状況にあり、漁業権管理や漁協経営上の大きな問題となっております。</p> <p>また、KHV病については既発生水域と未発生水域が混在することから、コイの増殖および流通行為が制限されており、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えております。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>		2年度と同文	
R2年度提案	回答、状況等	R3年度提案の方向性	
1	<p>アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症について、養殖及び放流後の被害低減に係る対策技術の開発と普及を行うとともに、エドワジエラ・イクタルリ症については、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築の施策を継続的に実施すること。</p>	<p>(農林水産省(消費・安全局))</p> <p>アユの疫病については、平成23年12月に策定した「アユ疫病に関する防疫指針」に基づき、疫病対策を講じてきているところ。冷水病の発生は、平成13~15年頃のピークと比べて天然水域及び養殖場のいずれも低減しているが、一部の県においては養殖業者の負担となっていると承知しています。</p> <p>アユの冷水病及びエドワジエラ・イクタルリ感染症については、平成29年9月、既存治療薬(フロルフェニコール製剤)のこれら疫病への効能拡大が承認され、治療薬として使用可能となったところです。</p> <p>また、冷水病のワクチン開発については、「水産防疫対策事業」において、令和2年度、新たに開発されたPCR法を使用し、国内で発生したアユ冷水病菌を分類するとともに、ワクチン開発のための菌株収集を行うなどワクチン開発に必要な知見の収集等を行っているところ。</p> <p>他、29年度「動物用医薬品実用化促進事業」により、承認申請に必要な試験(冷水病菌の培養条件の確立等)にかかる費用の一部を支援した。今後も実用化に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>このほか「水産防疫対策事業」において、30年度は冷水病に対するより効果的な加温処理技術の開発をおこなったところ、引き続き冷水病の河川での発生状況を調査し、冷水病の被害軽減に向けた放流(アユの解禁日を早くすることで、冷水病発生までの日数を長くする)方法の研究を行っているところ。今後、収集整理された情報、知見を提供してまいります。</p>	2年度と同文

R2年度提案	回答、状況等	R3年度提案の方向性
	<p>エドワジエラ・イクタルリ感染症については、委託事業により、同疫病の発生メカニズムに関する研究を行い海産遊上アユの保菌開始時期や感染源に関する知見等得られた知見について、31年3月に、魚類防疫技術書「河川におけるアユのエドワジエラ・イクタルリ感染症」を水産資源保護協会のHPにて公表したところです。</p> <p>今後とも、関係者の皆様のお話を聞きながら、これら疫病の効果的な防疫対策を進めてまいります。</p>	
2	<p>(農林水産省(消費・安全局))</p> <p>KHVの発生件数は、KHV病防疫指針や内水面漁場管理委員会指示に基づく、感染が疑われるコイの移動制限等により、発生当時と比較して減少しています。</p> <p>関係県からの要望を踏まえ、30年度より増養殖研究所において「コイ放流試験技術連絡協議会」を設置し、関係県によるKHVに感染していないコイを用いて、KHV既発河川で暴露試験を行っている。現在までに、暴露試験に用いたコイからKHV遺伝子が検出された例はない。一方、同河川からKHV抗体陽性天然コイが確認されるが、KHV遺伝子は検出されず、ウイルスキャリアアユの検出には至っていない。今後、放流再開に向けこのような事例を収集してまいります。</p> <p>KHV未感染魚の放流は法的に妨げられるものではないが、KHV既発河川への放流にあたっては、上記のような試験結果を参考とし、放流尾数を制限しつつ放流魚の死亡の監視を管理することが望まれます。</p> <p>KHVの未報告水域や陰性確認水域へのまん延防止のため、今後関係者の皆様におかれては、都道府県水産試験場等における放流魚の陰性確認や、内水面漁場管理委員会指示による既発生水域からのコイの移植・持ち出しの禁止等、まん延防止措置の徹底をお願いします。</p>	2年度と同文
3	<p>(農林水産省(消費・安全局))</p> <p>水生生物の輸入にあたっては、あらかじめ輸出相手国と二国間で衛生条件を締結し、輸入防疫対象疫病を広げない水生生物のみ輸入を認めています。</p> <p>また、輸入された水生生物は、「水産防疫対策要綱」の別記「輸入水産動物の着地検査指針」に基づき着地検査が実施されており、同指針において、疫病が確認された際の手続きや連絡体制等明記されているところです。</p> <p>なお、これまでに着地検査において対象疫病は確認されていない。</p> <p>今後とも水際防疫に万全を期してまいります。</p>	2年度と同文

R2年度提案	回答、状況等	R3年度提案の方向性
4 現状のような個々の魚種に対する水産用医薬品開発では、市場の小さい魚種の医薬品の開発は行われず、使用可能な医薬品がない、もしくは非常に少ない状況が続いている。このような魚種に使用可能な医薬品が早期に実用化されるよう、具体的な対策を行うこと。	(農林水産省(消費・安全局)) 養殖業の安定的生産のためには、必要な医薬品が迅速に開発・実用化され、生産現場に供給されることが重要であるが、養殖魚のような市場規模の小さい動物については、利益が十分に見込めないことから、民間のみの取組のみでは開発等が進みにくい状況にあることは承知しています。 農林水産省では、そのような水産用医薬品の開発・実用化を促進するため、「水産防疫対策事業」により、研究段階での基礎的な試験等に掛かる費用を、「希少疾病等用動物用医薬品実用化促進事業」により、開発段階での承認申請の資料作成に必要な試験等に掛かる費用を支援しています。 今後も引き続き、製造販売業者等と連携し、水産用の医薬品の開発・実用化を支援していくとともに、都道府県や養殖現場の皆様におかれても、具体的な開発のご要望をお寄せいただき、開発に当たり、製薬会社に試験協力等の必要が生じた際は、試験場や養殖場のご紹介等にご協力いただきます。	2年度と同文

Ⅲ 鳥類による食害対策について

R2年度提案趣旨	R3年度提案趣旨の方向性	
平成19年6月の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」の一部改正により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。 また、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。 しかしながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウの食害は依然として大きなものとなっております。 更に、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害も多発しており、令和元年度の調査では共同漁業権942件中590件で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっております。 このように、全国的に重要な問題であるカワウを始めとする鳥類による食害防止にあたっては、被害防止のための効率的な手法の開発と、広域的な対策の実施が不可欠であり、カワウ対策に関するマニュアルの整備をしていただいているところですが、引き続き、このことに対する国のリーダーシップの発揮と指導・支援の強化が切に望まれるところであります。 つきましては、下記の事項について提案いたします。	アンケート結果に基づき、共同漁業件数、被害件数を修正	
R2年度提案	R3年度提案の方向性	
1 カワウによる食害を軽減するため、既存の広域協議会と連携した全国的な連携体制を整備し、全国レベルでカワウ個体数を調整・管理する指針を策定し、駆除等を実施する等、国主導によるカワウ対策を推進すること。	(環境省) カワウは長距離を移動し、行動圏も広いことから、東北、関東、中部近畿及び中国四国の各ブロックにおいて、関係都府県等から構成される広域協議会を設置し、複数の都府県が連携した広域的な取組を進めているところです。環境省では、各協議会で実践されている取組事例の収集や調査データの分析を行い、その結果を各協議会に共有することにより、協議会間の連携を図っているところです。 また、環境省ホームページ「カワウぼーたるサイト」の更新や、「カワウの保護及び管理に関するレポート」の作成・公表を通じて、都道府県等への情報提供も行っており、引き続き、これらの取組を通じて、カワウ対策に関する全国的な連携に努めてまいります。 環境省と水産庁では、平成26年に「カワウ被害対策強化の考え方」ととりまとめ、その中で令和5年度までに被害を与えるカワウの個体数を半減することを目標として、カワウ対策に取り組んでいるところです。 水産庁が試験的に推定した結果によれば、全国レベルで内水面漁業に被害を与えるカワウの個体数は、平成27年度の43,000羽から平成29年度は31,000羽に減少しており、目標に向けて着実に成果が出てきているところです。今後も半減目標の達成に向けて、国と都道府県が連携し、カワウ対策を進めていきます。 (水産庁) カワウについては、環境省において関係機関等から構成される広域協議会(全国に4ブロック設置)を設置し、被害対策等を連携して実施しているところであり、水産庁も関係機関として参加しているところです。 今後とも環境省や関係都道府県等と連携し、カワウ対策を推進してまいります。	2年度と同文

2	カワウのみならず、サギ類やカモ類による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握すること。また、早期に効率的な防除対策を実用化し、導入促進を図ること。	<p>(環境省) サギ類の生息状況等については、環境省が実施している「モニタリングサイト1000(陸生鳥類調査、里地調査、シギ・チドリ類調査)」、「鳥類標識調査」及び「全国鳥類繁殖分布調査」において、各調査地から観察記録が報告されています。このうち、「全国鳥類繁殖分布調査」については、今年度、平成28年度～令和2年度の調査結果をとりまとめる予定としています。</p> <p>サギ類やカモ類による防除対策については、各地域の生息状況や被害状況・原因等に応じて対策が取られているところですが、環境省においても、各地域で実施されている対策方法について情報提供をするなどの支援を行ってまいります。</p> <p>(水産庁) 水産庁では、平成29年度より、「先端技術を活用したカワウ被害対策開発事業」を実施しています。</p> <p>本事業では、効果的なカワウ被害対策の一環として、ドローンを活用してカワウが嫌がるテープを樹木に張ることや、巢にドライアイスを下投すること等による繁殖抑制手法の開発とその実用化を目指しており、得られた技術については、マニュアルとしてまとめ水産庁HPで公表するとともに、全国に配布しています。また、これらの技術の一部は、サギ類等にも活用可能であると考えられます。</p> <p>また、水産庁は、カワウ対策のためのドローン研修会(全国内水面漁業協同組合連合会主催)の開催を支援しており、こうした技術開発や研修会を通じて、内水面漁業者等によるカワウ被害対策においてドローン技術の実用化や導入が促進されるよう努めてまいります。</p>	2年度と同文
3	健全な内水面漁場を維持するため、カワウの食害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。	<p>(水産庁) 水産庁では、カワウ等の食害による漁業被害の軽減・防止を図るため、「内水面漁場・資源管理総合対策事業のうち、内水面水産資源被害対策事業」により、内水面漁業関係者が行う駆除や追い払い活動等に対して支援を行っています。</p> <p>今年度においても、カワウの被害状況調査、駆除のための定額補助として約1.3億円を確保しており、今後とも被害対策への継続的な支援ができるよう必要な予算確保に努めてまいります。</p>	2年度と同文

IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について

R2年度提案趣旨		R3年度提案趣旨の方向性
	<p>平成9年に河川法が改正され、河川管理の目的として、治水・利水に加え河川環境(水質、景観、生態系等)の整備と保全が位置付けられ、また、平成28年5月には森林・林業基本計画が、更に平成29年4月には水産基本計画が見直しされ、漁場の環境保全に向けた施策が推進されています。しかし、現状では、良好な環境が維持されているとは言えない漁場が多くあり、内水面漁業振興のためには河川管理者と漁場を管理する漁業協同組合の連携強化をはじめとした河川湖沼の環境改善が不可欠です。</p> <p>また、啓発の面では、平成18年12月に教育基本法が改正され、教育の目標の一つに、「生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が明記されています。</p> <p>このような中、平成26年6月に「内水面漁業の振興に関する法律」が施行されましたが、同法には当連合会がこれまで行ってきた河川湖沼環境の保全に係る提案内容が、多く盛り込まれており、今後、関連施策の推進が必要となります。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>	2年度と同文
R2年度提案	回答、状況等	R3年度提案の方向性
<p>1 河川湖沼の環境を保全し、豊かな水産資源を中心とした生態系を維持するため、水源かん養林等の整備はもとより、森林伐採後の確実な造林等について森林所有者をはじめとする林業関係者への指導・啓発を行うとともに、適切な利水の推進により、土砂及び流木の管理、適正流量の確保、水辺環境の再生を図ること。</p> <p>併せて、大型台風や集中豪雨による河川の氾濫や堤防の決壊が近年頻発しており、内水面漁業へも大きな被害をもたらしていることから、河川堤防の整備等、大規模災害に強い川づくりをより進めていくこと。</p>	<p>(国土交通省) 河川管理者として、土砂管理、適正流量の確保、水辺環境の再生等について、総合的な土砂管理、適正な維持流量の確保、多自然川づくり等の取組を引き続き取り組んでいく。</p> <p>また、近年頻発する集中豪雨を踏まえ、治水計画を過去の降雨実績から将来の予測に基づくものに転換するとともに、堤防の整備、強化などを進めていく。</p> <p>(林野庁) 林野庁では、森林の有する水源涵養機能や土砂流出防止機能等の維持・増進を図るため、保安林制度等による伐採制限や土地の形質変更に対する規制措置を講ずるとともに、森林所有者等による間伐等を促進する森林整備や土砂の崩壊・流出、流木の発生などを抑えるための治山施設の整備等を推進しているところです。</p> <p>特に、林野庁と水産庁との連携により、漁場の上流域等において広葉樹林の造成や間伐等を行う「漁場保全の森づくり事業」にも取り組んでいるところです。</p> <p>また、伐採後の確実な造林が確保されるよう、森林法において、市町村が策定する市町村森林整備計画に造林の方法などの規範を定めるとともに、森林所有者等に伐採前の届出や造林後の報告を義務づけており、これらの適切な運用がなされるよう指導等を行っているところです。</p> <p>今後とも、これらの事業の推進や制度の適切な運用等により、森林の有する水源涵養機能の維持・増進及び土砂流出や流木防止の対策に努めてまいります。</p>	2年度と同文

R2年度提案	回答、状況等	R3年度提案の方向性
2 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際し、必要となる科学的知見をより深めるための研究支援を行い、特に水生生物の生息に配慮した適切な排水基準の設定及び栄養管理により、水質の保全を図ること。	(環境省) 水生生物保全に係る環境基準や排水基準設定については、今後も科学的知見などの集積に努め、検討してまいります。 また、規制的手法とは異なる自主的な取組の一つとして、生物応答試験を事業場排水等の水質評価に用いる手法について検討を行い、手法の特徴、留意点等を事業者等に向けた活用の手引きとして取りまとめ、HPに公表しています。 (参考)生物を用いた水環境の評価・管理手法に関する検討会 http://www.env.go.jp/water/seibutsu/conf.html 第五次環境基本計画にもあるとおり、従来からの規制的手法は維持しつつ、今後はこうした手法も含め、各主体の自主的な参画と連携を図りながら、生物の生息・生育環境の評価や維持・回復を目指す施策を水域や地域の特性に応じて展開できるよう取り組んでまいります。	2年度と同文
3 漁場管理上支障を来している河川内樹木については伐採などに努めること。	(国土交通省) 河川内樹木については、河川管理上支障となる樹木の伐採に努めており、引き続き水産資源を含め、河川の環境面にも配慮して対応したい。	2年度と同文
4 河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育生場、捕食者からの隠れ場の確保など水生生物の生息に適した川づくりを実施するとともに、引き続き、魚道の整備や改善を行っていくこと。 また、災害復旧、復興事業の実施にあたっては、漁業への影響が最小限になるように配慮すること。 さらに、個々の工事の事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるように配慮し、水生生物にとって最適な環境が保たれるよう維持管理の徹底を図ること。	(国土交通省) 河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等の保全、創出をするために、河川管理を行う多自然川づくりを推進している。また、災害復旧事業においても多自然川づくりの考えが反映されるよう、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」の運用を図っている。 魚道については、平成17年に内水面漁業関係者の協力も得て「魚がのぼりやすい川づくりの手引き」をとりまとめ、全国の河川で魚道の遡上・降下環境の一層の改善に取り組んできた。 引き続き学識経験者や地域の関係者の意見も踏まえて多自然川づくりを通じて、生物の生息、生育、繁殖環境等の保全に努めたい。 (農林水産省(農村振興局)) 土地改良事業により、頭首工等の河川工作物の整備・改修を行う際には、土地改良法に定められた「環境との調和への配慮」を踏まえ、当該河川に生息する魚類等が遡上・降下できる魚道の整備を進めています。 また、魚道が未整備、又は魚道が設置されているものの河川の流水による損傷や河床低下等により、魚類の遡上の障害となっている頭首工に対し、都道府県が行う魚道整備の支援を行っています。 さらに、農業水利施設に付帯する魚道の効果的な整備を推進するため、魚道の整備に係る調査研究、整備構想の策定、魚道の適正な管理に関する推進体制の整備等についても、地方公共団体への支援を行っています。 今後とも、水生生物の生息に適した環境が保たれるよう関係者との意見交換を行いつつ、これらの取組を進めてまいります。	2年度と同文

R2年度提案	回答、状況等	R3年度提案の方向性
5 オオカナダモ、カワシオグサ等の異常繁殖は、河川湖沼の在来生態系へ脅威となるのみならず、内水面漁業の妨げになるなど重要な課題であるため、これらの異常繁殖の原因究明及び効果的な駆除・防除方法の開発とその異常繁殖防止に努めること。	(国土交通省) 河川管理上必要と認められる場合においては、地元市町村や都道府県の環境部局等と連携し、外来生物等の防除対策に努めていく。 (環境省) 環境省においては、琵琶湖において、生態系被害を防止する観点から、地元自治体や協議会と連携し平成26年よりオオバナミズキンバイ及びナガエソノゲイトウの防除事業を実施してきたところです。また、環境研究総合推進費によりオオバナミズキンバイの拡大防止策と効果的防除手法の開発にも取り組んでいるところであり、これらの事業の成果について、他地域でも活用できるよう、将来的にはマニュアル等を取りまとめたいと考えております。	2年度と同文
6 内水面は水産物を供給する場であるほか、憩いの場やレジャーの場であるなど多面的な機能を有している。その内水面を持続的に活用していくために、自然環境保全の大切さや、オオクチバス等の特定外来生物や国内外来種等、本来生息しない生物が漁業のみならず生態系に及ぼす影響について、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を展開していくこと。 特に、児童生徒に対して、環境保全の必要性や外来魚問題等を啓発することが大切であるため、国が出先機関を経由するなどして河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、現場において関係機関が密接に連携してより効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。	(文部科学省) 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(環境教育等促進法)」に基づき、関係省庁と連携して、環境教育の推進に取り組んでいるところです。国民への周知・啓発活動に関しては、月2回発行している「マナビィ・メールマガジン」等を通じ、引き続き環境教育の推進に努めてまいります。 (体験活動について) 生命や自然を尊重する精神、環境保全に寄与する態度を養う観点から、児童生徒の自然体験活動は重要と考えております。 体験活動の具体的な内容については、それぞれの学校において、その実情に応じて計画・実施されているところですが、文部科学省としても、小・中・高等学校における2泊3日以上宿泊体験や、学校教育における農山漁村体験活動の取組に対する支援などを行い、自然体験活動の推進に努めています。 今後とも、関係省庁間で十分に情報共有や連携を図りながら、学校における自然体験活動を推進してまいります。 (学校教育について) 先般、小学校、中学校及び高等学校学習指導要領が改訂され、例えば、理科においては、教科全体の内容の取扱いとして、「生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養うようにすることや、「観察、実験、野外観察などの体験的な学習活動の充実」に配慮する」旨を規定するとともに、総則においては、児童生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫することなどについても規定しています。	2年度と同文

R2年度提案	回答、状況等	R3年度提案の方向性
	<p>(環境省) 外来種対策の主流化における学校教育の重要性については、平成27年に環境省・農林水産省・国土交通省で作成した外来種被害防止行動計画でも記載されており、これも踏まえ、平成29年に改訂された中学校学習指導要領においては、理科分野において、外来生物についても触れること等が盛り込まれているところです。 外来種問題に係る普及啓発については、チラシ等の配布やイベントへの参画、日本動物園水族館協会をはじめとする関係機関との連携等により取り組んでいるところです。引き続き、普及啓発の取組を推進してまいります。</p> <p>(国土交通省) 子ども達が河川について学べるよう、各種団体とも連携して「ミズベアソビガイド」などの冊子を作成している。また、各河川事務所において、水生生物調査や水質調査などの現地学習を実施し、これらを通じて環境教育を推進している。引き続き、子どもたちが河川で学ぶ機会を創出できるよう関係機関と連携しながら取組を進めていく。</p> <p>(水産庁) 水産庁では、「水産多面的機能発揮対策」により、河川清掃など環境保全活動のほか、多面的機能の理解・増進につなげるための児童生徒を対象とした自然体験学習等の取組に対して支援しています。 また、同対策では、一般の方を対象としたシンポジウムを開催し、日本各地で実施されている環境保全活動の事例を紹介すること等により、水産多面的機能の重要性についての普及啓発に努めているところであり、引き続き、こうした取組を推進してまいります。 なお、平成28年度から、地方公共団体に一定の費用負担を求めることとなり、内水面における活動組織数も平成27年度と比較して減少(H27:181→H31:105)していることから、地元都道府県又は市町村に対し、必要な予算が確保されるよう貴連合会からも働きかけをお願いします。</p>	2年度と同文
7 高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うこと。	<p>(国土交通省) 河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指すことを目的として「かわまちづくり」を推進しており、市町村、民間事業者及び地域の関係者と河川管理者の連携の下、水辺の整備・利用に係る取組を支援している。 「かわまちづくり」の取組では、地域の方々が水辺空間に親しみを持てるよう、河川管理用通路やスロープの整備を行っている例もあり、引き続き支援を行っていく。</p>	2年度と同文

R2年度提案	回答、状況等	R3年度提案の方向性
8 濁水現象が発生するダムについては、放流水の濁度の基準化を行い、濁水対策施設の整備など、濁水の下流河川への流入が長期化しないよう関係者と協議するとともに、必要な対策を講じること。 また、負酸素水放流やダムのヘドロの堆積による影響も懸念されていることから、ダムが河川の水産生物に与える影響についての調査を十分に行うとともに、必要な対策を講じること。	<p>(国土交通省) 濁水の長期化が発生するダムについては、国土交通省所管のダムでは、対策設備の運用が必要な調査等を行ってきた。引き続き、地元関係者と協議し、適切に対応したい。 なお、負酸素水放流やダムのヘドロの堆積による影響については、具体的な事例について当該ダムの管理者に相談してほしい。</p>	2年度と同文
9 アユについては、資源量の増減メカニズムが解明されていない中、近年、特に日本海側では天然遡上アユの減少が著しい状況が続いている。関係都道府県と連携した調査・研究体制を早急に構築し、資源量の増減メカニズムを解明し、天然資源回復に向けた対策・方法を示すこと。(新規)	<p>(水産庁) アユの生息状況等の調査については、内水面漁場・資源管理総合対策事業のうち環境収容力推定手法開発事業において実施しているところ。今後とも、現場からのニーズ等を踏まえ、必要な調査体制が構築できるよう努めてまいります。 なお、内水面漁場管理委員会には、漁業調整のために必要な事務を行うことや水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理することが求められていることから、アユの漁場管理について、同委員会が主体となって都道府県や漁協等と情報を共有し、連携して管理の在り方を検討することは、有益であり、アユ資源の有効かつ効率的な活用に至ると考えているところです。</p>	2年度と同文

V 放射性物質による汚染対策について

R2年度提案趣旨		R3年度提案趣旨の方向性
<p>「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講ずべき事項が附則として記載されました。当該原子力事故により放射性物質による汚染が広範囲に広がっており、人の生活、食品、水生生物の生息環境など様々な分野に悪影響を及ぼしております。淡水魚については、基準値を超える放射性セシウムが検出された魚種が一部地域において確認され、国による出荷制限、県による採捕自粛要請が出されています。特に、出荷制限を受けている河川湖沼では、長期に渡って、漁業、遊漁が規制されることから漁協経営に大きな影響を受けており、放射線量の低下による制限の解除が望まれるところですが、いつになるか目処が立たない状況です。また、食の安全・安心のためにも、淡水魚の放射性物質による汚染への対策を確実に行う必要があります。つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>		2年度と同文
R2年度提案		R3年度提案の方向性
1	<p>淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広域かつ詳細に行うことはもとより、内水面漁業対象種等には淡水域と海域を往来する生物も多いことに鑑み海域も含めて、放射性物質による汚染の実態を長期的に把握すること。</p> <p>(環境省) 東京電力福島第一原発事故に係るきめ細かな放射線モニタリングを確実に、かつ計画的に実施するため、政府により総合モニタリング計画が策定され、これに沿って関係省庁等が連携してモニタリングを実施し、公表しています。環境省では、河川、湖沼及び海域等について、平成23年9月からモニタリングを実施しており、令和2年度においても、当該モニタリングを継続して実施していきます。野生動物植物については、ICRP(国際放射線防護委員会)が定める考え方に従い、淡水魚類ではメダカについて調査を実施しており、生体に影響を与えうる数値を下回っていると評価されています。また、これまでこれ以外の野生動物植物についても調査を実施しておりますが、放射線との明確な因果関係が確認された事例は出ておりません。</p> <p>(水産庁) 水産庁では、福島第一原子力発電所の事故直後から水産物の放射性物質調査を実施し、淡水種も含めて長期的に調査を行っているところ。調査結果については、水産庁のホームページに掲載し、正確な情報提供に努めています。今後とも、関係自治体等と連携し、放射性物質による汚染の実態把握と安全な水産物の供給に万全を期してまいります。</p>	2年度と同文

2	<p>陸上への降雨や、住宅等の除染によって、放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。</p> <p>(環境省) 放射性物質汚染対処特別措置法※1に基づく除染作業の実施に当たっては、除染関係ガイドライン※2に従い、除染に伴う飛散・流出等の汚染の拡大を防ぐための措置を行います。環境省では、福島県及び周辺都県の河川、湖沼等について、平成23年9月から継続的に放射性物質モニタリングを実施しており、その結果については環境省ホームページ※3で公表しています。平成30年度の放射性物質濃度の状況は、水質については、湖沼の数地点で放射性セシウムが検出された他は、ほとんどの地点で不検出(下限値:1Bq/L)でした。底質については、河川では東京電力福島第一原子力発電所(以下「福島第一原発」という。)近くなど、一部限られた地点において比較的高い値が見られる他は、経年的に、ほとんどの地点が減少傾向で推移しています。湖沼でも、福島第一原発近くなど、一部限られた地点で比較的高い値が見られる他は、おおむね減少傾向又は横ばいで推移しています。</p> <p>※1 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号) ※2 環境省策定(平成25年第2版 平成30年3月追補) ※3 平成30年度 水環境における放射性物質のモニタリング結果について https://www.env.go.jp/press/107950.html</p>	2年度と同文
3	<p>河川湖沼環境中の放射性物質については、基本的に除染をしない方針が示されたが、漁業の再開には除染対策の実施が必須であることから、有効な除染対策を検討し、実施すること。</p> <p>(環境省) 河川・湖沼については、一般的には、水の遮へい効果があり、周辺の空間線量への寄与が極めて小さいことから、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染の対象としておりません。当方針についてご理解いただければと思います。</p>	2年度と同文
4	<p>淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスを解明するとともに、漁業の早期再開に向けた道筋や対策を積極的かつ早急に検討すること。</p> <p>(水産庁) 淡水魚は、体内の塩類を保持しようとする機能が働くことから、海水魚よりも放射性セシウムを排出しにくいことがわかっています。さらに、国立研究開発法人水産研究・教育機構が行った淡水魚が汚染されるメカニズムに関する研究によれば、①河川域では放射性物質が滞留しにくいこと、魚類の濃度は概ね低下傾向にある。しかし、空間線量が高い渓流域では、周辺陸域からの影響を受け、今も比較的高濃度の魚類が確認されています。②湖沼域では、放射性物質が滞留しやすいこと魚類の汚染が継続していると推測されました。引き続き、内水面における放射性物質の移行と排出機構の解明については、同機構において研究を行うとともに、漁業再開に向けて、出荷制限の解除が進むよう関係自治体とよく相談してまいります。</p>	2年度と同文

VI ウナギの資源回復について

R2年度提案趣旨		R3年度提案趣旨の方向性
<p>内水面の重要な漁業資源であるニホンウナギについては、近年漁獲量が減少しており、国際自然保護連合 (IUCN) の絶滅危惧種に指定されるなど、資源水準の極端な低下が指摘されております。</p> <p>ニホンウナギの生態は、その多くが未だ明らかとなっておらず、効果的な資源管理・増殖手法が確立されていないのが現状です。</p> <p>このような中、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等について、国等の講ずべき事項が明記されました。更に、同法により、うなぎ養殖業者の許可制の導入や、管理団体の設立など全国的な資源管理の取組みが進められているところです。</p> <p>また、本連合会においても平成29年5月に「ウナギの資源管理に係る取組方針」を策定し、平成30年7月3日に全国内水面漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しました。</p> <p>内水面漁業協同組合がニホンウナギ資源の維持増大のため、種苗放流等の増殖行為に取り組んでおりますが、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を与えております。</p> <p>放流用種苗の確保のため、人工種苗生産技術への期待が高まっておりますが、平成22年に水産総合研究センターが完全養殖に成功しているものの未だ大量生産技術の実用化には至っておらず、依然として天然由来の種苗に頼らざるを得ない状況であります。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>		2年度と同一
R2年度提案	回答、状況等	R3年度提案の方向性
1	<p>ニホンウナギ資源の回復を図るため、関係諸国、各都道府県及び関係団体等と連携した資源管理体制を機能させ、一層推進していくこと。</p> <p>(水産庁)</p> <p>平成22年漁期から平成24年漁期まで3期連続してシラスウナギが不漁となり、養殖池への池入れ量が大きく減少したことから、水産庁では平成24年6月に、うなぎ養殖業者向け支援やウナギ資源の管理・保護対策等を内容とする「ウナギ緊急対策」を定めています。</p> <p>これを契機として、</p> <p>①国際的な資源管理の取組みとして、中国、韓国及び台湾等と、ウナギ種苗の池入れ量の制限に取り組むとともに、</p> <p>②国内においては、シラスウナギ採捕、親ウナギ漁業及びウナギ養殖業に係る資源管理を三位一体として進めることにより、ウナギの資源管理を推進しているところであります。</p> <p>今後とも、国内外の取組を両輪としてニホンウナギの資源管理の取組を進め、資源の回復に努めてまいります。</p> <p>なお、貴連合会におかれても、一昨年度の総会において、「ウナギの資源管理に係る取組方針」を決議され、資源管理を積極的に推進する方向性を打ち出されたところである。さらに一昨年は、全国内水面漁業協同組合連合会と連携し、全都道府県の内水面で、産卵に向かう下りウナギの保護に取り組む旨の共同決議をされたところである。当該取組については、自主的な取組を含め現在26都県で実施されているところであり、徐々に増加してきてはいるが、全国的な取組となるよう貴連合会の一層のご協力・後押しをお願いします。</p>	2年度と同一

2	<p>シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、国主導によるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。</p> <p>また、違反の罰則を強化するなど国主導による資源管理を行うこと。</p> <p>(水産庁)</p> <p>シラスウナギを採捕するための特別採捕許可については、採捕者に対して、シラスウナギの採捕数量と出荷先毎の出荷数量の定期的な報告の義務付け、さらには出荷先をあらかじめ指定する場合の当該出荷先に出荷することの義務付けを都道府県に対し助言してきたところであります。</p> <p>また、採捕数量の報告の徹底を図るため、正しく報告をしなかったものに対して翌年漁期の許可を行わない等の処分の強化や未報告を発生させる要因の再点検等についても検討をお願いし取組を強化しているところであります。</p> <p>加えて、効果的な密漁対策が講じられるよう、正規の再捕者とそれ以外の者を区別するための写真付き証明書が発行や、フッペンや帽子など現場で確認できるものの着用の義務化なども求めているところであります。</p> <p>なお、本年度から3か年の計画で、シラスウナギ採捕からウナギ養殖業者の池入れまでをトレースする手法を確立するための事業を実施しているところであります。</p> <p>今後とも、流通の透明化に向けて、これらの対策の浸透を図り、シラスウナギ流通の問題点の改善を図ってまいります。</p> <p>また、本年12月から施行される改正漁業法において密漁防止のための罰則が強化され、特定水産動植物については、許可等に基づく採捕を行う場合を除き禁止され、これに違反した者に対する罰則は、3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金とされています。</p> <p>シラスウナギについては、今般、特定水産動植物に指定され3年の猶予期間を経て罰則が適用となり、この間に都道府県において現在の特別採捕許可から知事許可漁業に移行されることとなる。これに伴う各都道府県の規則改正や関係者との調整等が必要となることから内水面漁場管理委員会としても適切な対応を願います。</p> <p>なお、現行の漁業法においても都道府県漁業調整規則において、シラスウナギの漁獲を、知事許可漁業として位置づけた場合は、無許可でシラスウナギの漁業を営んでいる者、すなわち密漁者の罰則は、懲役3年又は罰金200万円以下となっております。</p>	<p>※2段落目以降を次のとおり修正</p> <p>「また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたところであるが、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、国主導で取締関係機関の連携体制を充実させていただき、実効性のある組織横断的な取締りにより、資源管理を一層推進すること。」</p> <p>修正理由:シラスウナギが特定水産動物に指定され、罰則の強化の要望は達成されたことから、今後は違法採捕に対する実効性のある取締りを実現し、一層の資源管理を進めるべきと考えるため。</p>
---	--	--

3	<p>来遊するシラスウナギを含めてニホンウナギの生理・生態等に関する調査研究を一層推進し、ニホンウナギに好適な生息環境の保全及び回復を図るとともに、適正な放流手法の確立に取り組むこと。</p> <p>(国土交通省) 全ての川づくりに共通して、多自然川づくりを推進し、河川の連続性を確保するため、全ての河川で魚類の遡上、降下環境の一層の改善に取り組んでいる。 引き続き、ニホンウナギを含む生物の生息環境の保全及び回復に資する水際環境の改善、河川の連続性の確保等について、取り組んでいきたい。</p> <p>(水産庁) 水産庁では、従前よりウナギの生息状況や生態等の調査のほか、効果的な放流方法の検討等を行っており、令和2年度からは「資源回復のための種苗育成・放流手法検討事業」により、産卵回遊に向かうニホンウナギの実態把握等の調査を実施しているところである。 また、ウナギの生息環境改善のため、平成28年度から、「鰻生息環境改善支援事業」により、内水面漁業者が行う石倉増殖礁等の設置の取組に対して支援している。本事業では、令和元年度末までに、15府県28河川において石倉増殖礁を設置しており、令和2年度においても現在のところ、12河川での設置を進めているところである。 今後とも、関係者と連携しつつ効果的な対策の推進に努めてまいります。</p>	2年度と同文
4	<p>(水産庁) ウナギ養殖の種苗は全量が天然資源に依存する状況であり、種苗供給が不安定な状況にあるため、人工種苗の量産化が喫緊の課題となっています。 平成22年に独立行政法人水産総合研究センター(現国立研究開発法人水産研究・教育機構)が世界で初めて完全養殖に成功し、平成28年には計画的な採卵と年間数千尾のシラスウナギの生産が可能となる等の成果が得られています。 一方で、現在の技術レベルでは、天然に比べてシラスウナギに変態するまでの時間がかかる、奇形が発生する、飼育尾数を増やすために設備を大きくすると生残率が悪化するとともに不安定となる、コストが高い、など量産化までには多くの課題があり、新たな飼料開発並びに飼育施設や給餌システムの改良などについて、水産研究・教育機構を中心に産学官の連携により取り組み、令和元年度予算において、「ウナギ種苗の商業化に向けた大量生産システムの実証事業」として3億6千万円を計上しているところである。</p>	2年度と同文

Ⅶ 内水面漁場管理委員会制度について

R2年度提案趣旨		R3年度提案趣旨の方向性
<p>内水面漁場管理委員会は、地方自治法及び漁業法に基づいて設置された行政委員会であり、漁業権や水産動植物の採捕及び増殖に関する事項並びに水産資源の保護に関する事項等幅広い業務を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。近年、内水面漁業を取り巻く問題は、外来魚、魚病、鳥類による食害、環境保全、放射性物質による汚染対策等、複雑化・多様化しています。このような中、平成26年度には「内水面漁業の振興に関する法律」が制定され、内水面漁業の振興においては関係者相互間の連携協力体制の整備の重要性が明記されました。また、70年ぶりに改正された「漁業法」においては、現行の委員会制度が維持されるとともに、内水面が有する多面的機能の発揮などの新たな項目が追加され、諸問題に的確に対応してきた内水面漁場管理委員会の果たすべき役割はますます重要となっています。 一方、漁業調整委員会等交付金は、過去の三位一体改革により一部が税源移譲されましたが、内水面漁場管理委員会が、前述の諸問題に適切に対処していくためには、安定した財政基盤の裏付けが必須です。(全面修正) つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>		2年度と同文
R2年度提案	回答、状況等	R3年度提案の方向性
1	<p>(水産庁) 内水面漁場管理委員会は、漁業法の下で漁業権の免許や都道府県内水面漁業調整規則の策定を始め、内水面における漁業に関する事項について広範にわたって処理する重要な機関であります。 今般の漁業法等の改正においても、資源管理の強化や水域の有効活用を図っていく中で、内水面漁場管理委員会の役割はさらに重要性を増すものと認識しており、内水面漁場管理委員会が改正漁業法の法の下でも引き続きこの役割・機能を発揮していけるよう、制度の維持されたところである。</p>	2年度と同文
2	<p>また、内水面漁場管理委員会の運営に必要な漁業調整委員会等交付金についても、引き続き、確保に努めてまいります。</p>	2年度と同文

令和3年度 提案項目 取りまとめスケジュールについて

1 第1回漁場管理対策検討会（8月に書面開催）

令和3年度提案書の基礎となる提案項目素案及び、提案項目に係る各都道府県の実態把握のためのアンケート調査票の内容について協議し、決定する。

決定した素案及びアンケート調査票を連合会事務局から各都道府県の内水面漁場管理委員会宛に送付する。

2 アンケート回答等のとりまとめ

各都道府県の委員会は、提案項目素案への修正・意見等及びアンケート回答を各ブロック協議会開催県へ提出する。（締切は各ブロック協議会開催県に一任）

3 各ブロック協議会（書面開催）

提案項目素案について、各ブロック内都道府県の実情及びアンケート結果を踏まえ、ブロックとしての意見を決定し、連合会へ報告する。

- ・東日本ブロック協議会（東京都）
- ・中日本ブロック協議会（静岡県）
- ・西日本ブロック協議会（宮崎県）

4 第2回漁場管理対策検討会（令和3年3月）

提案項目について、各ブロックからの意見を踏まえて検討し、令和3年度提案書（案）を策定し、第2回役員会へ提出する。

5 第2回役員会（4と同日）

漁場管理対策検討会から提出された提案書（案）について審議し、令和3年度通常総会に議案として提出する。

6 令和3年度通常総会（令和3年5月）

提案書（案）を議案として上程する。

7 令和3年度提案行動（令和3年6月又は7月）

令和3年度通常総会で決議された提案書をもって、各省庁に対し提案行動を実施する。

資料 2

次期役員県の役職について

全国内水面漁場管理委員会
西日本ブロック協議会

全国内水面漁場管理委員会連合会

西日本ブロックの次期役員県の役職について

1 役割分担

役職	担当県
副会長	山口県
理事	佐賀県
理事	宮崎県
監事	香川県

2 就任の期間

令和3年度から令和6年度の4年間

(※令和3年開催の通常総会後から令和7年開催の総会まで)

資料 3

次期開催県について

全国内水面漁場管理委員会
西日本ブロック協議会

西日本ブロック協議会の実施状況及び令和3年度～令和5年度開催計画について

	ブロック再編前										ブロック再編後														
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
(鳥取県)																									
島根県																									
岡山県		○																							
広島県						○																			
山口県			○													○									
徳島県	○																								
香川県					○																				
愛媛県																									
高知県																									
福岡県																									○
佐賀県	○																								
長崎県		○																							
熊本県																									
大分県																									
宮崎県																									
鹿児島県																									
沖縄県																									

○→全内海管運ブロック協議会開催 (* 令和3年～令和5年度は予定)

→全漁調連(海区) 地方開催総会、ブロック協議会・事務局長会議・職員研修開催

■次期開催県について(案)

令和3年度 大分県